

知事部局  
 医療局長  
 企業局長  
 教育長及び教育委員会事務局  
 警察本部長及び警察本部

入札制度改善等検討委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

入札制度改善等検討委員会規程の一部を改正する訓令

入札制度改善等検討委員会規程（平成12年岩手県訓令第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 委員長は副知事を、副委員長は<u>総務部長及び県土整備部長</u>をもって充てる。</p> <p>3 委員は、岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）<u>第2章</u>に規定する部局等（復興局を除く。）<u>及び出納局（以下「部局」という。）</u>の長、医療局長、企業局長、<u>教育長並びに警察本部警務部長</u>をもって充てる。</p> <p>4 前項の委員に事故があるとき、若しくは当該委員が欠けたとき、又は当該委員が不在のときは、当該委員の所属する<u>部局</u>又は医療局、企業局、教育委員会事務局若しくは警察本部の職員のうち、当該委員があらかじめ指名する者がその職務を代理する。</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理するものとし、その順序は、<u>総務部長</u>を第1順位、<u>県土整備部長</u>を第2順位とする。</p> <p>(幹事会)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 幹事長は<u>総務室長</u>をもって充て、幹事は<u>県土整備部建設技術振興課及び医療局経営管理課の総括課長、秘書広報室秘書課、主管室及び出納局の管理課長、教育委員会事務局教育企画室学校施設課長並びに警察本部警務部会計課長</u>をもって充てる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 委員会の庶務は、<u>総務部総務室</u>において処理する。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 委員長は副知事を、副委員長は<u>県土整備部長及び出納局長</u>をもって充てる。</p> <p>3 委員は、岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）<u>第5条</u>に規定する部局等（<u>県土整備部及び復興局</u>を除く。<u>以下同じ。</u>）の長、医療局長、企業局長、<u>教育長及び警察本部警務部長</u>をもって充てる。</p> <p>4 前項の委員に事故があるとき、若しくは当該委員が欠けたとき、又は当該委員が不在のときは、当該委員の所属する<u>部局等</u>又は医療局、企業局、教育委員会事務局若しくは警察本部の職員のうち、当該委員があらかじめ指名する者がその職務を代理する。</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理するものとし、その順序は、<u>出納局長</u>を第1順位、<u>県土整備部長</u>を第2順位とする。</p> <p>(幹事会)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 幹事長は<u>出納局副局長</u>をもって充て、幹事は<u>県土整備部建設技術振興課及び医療局経営管理課の総括課長、秘書広報室秘書課及び主管室の管理課長、教育委員会事務局教育企画室学校施設課長並びに警察本部警務部会計課長</u>をもって充てる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 委員会の庶務は、<u>出納局総務課</u>において処理する。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。